

# 財形年金貯蓄 勤労者財産形成貯蓄預金

A-25-①

(2015年3月9日現在)

商品名 (愛称)	財形年金貯蓄 勤労者財産形成貯蓄預金 財形年金預金	
販売対象	事業主に雇用されている勤労者 (1人1店舗、1契約)	
契約締結時年齢	55歳未満	
積立期間	5年以上 (年1回以上の預入が必要です) にわたって定期的に積立をする。	
据置期間	6カ月以上5年以内 (60歳以降の年金受取開始の日まで)	
預入	預入方法	・事業主による給与天引、代行預入 (預入ごと期日指定定期預金を作成します)
	預入金額	・100円以上
	預入単位	・1円単位
払出しの制限	・預金及び利子は年金の支払以外の払出しを行わない。	
支払開始年齢	・60歳以上	
支払期間	・5年以上20年以内 (支払回数は21回以上80回以内)	
利息	適用利率	店頭掲示の金利を適用します。
	支払方法	個別の定期預金ごとの満期後元金に組入れ、自動的に継続します。
	計算方法	・預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、預入日現在における店頭掲示利率で1年複利で計算します。 ①預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合・・・2年未満の利率 ②預入日から満期日までの期間が2年以上の場合・・・・・・・・・・2年以上の利率 ・満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日の普通預金の利率によって計算します。「年金元金計算日」までの期間が1年未満の場合は、同日を満期日とするスーパー定期預金とします。
税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財形住宅預金と合算で550万円を非課税の限度額とすることができます。</li> <li>・上記非課税限度額を越える場合は、元本全額の利子について分離課税 (20%、国税15%、地方税5%) されます。</li> <li>※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。</li> </ul>	
契約の証	・「財産形成年金預金ご契約の証」 (以下「ご契約の証」とする) を作成し事業主を経由して契約者に交付します。	
年金支払方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払いサイクルは3カ月毎。</li> <li>・支払日は1日～28日 (休日の場合は翌営業日)</li> <li>・支払方法は本人名義指定普通預金口座 (当金庫の本支店) へ入金します。</li> </ul>	

契約の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預入金額、最終預入日、支払開始日、支払回数の変更受付期限については最終預入日までとします。</li> <li>支払開始日の繰上は、変更後支払開始日の1年3カ月前の応答日までとします。</li> <li>また、繰下げる場合は、変更前支払開始日の1年3カ月前の応答日までとします。</li> </ul>
金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金利は店頭のコピーボードまたは窓口にご照会下さい。</li> </ul>
中途解約の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合、その利息は、預入日（継続した時は最後の継続日）から、解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</li> </ul> <p>① 6 カ 月 未 満      解約日の普通預金利率</p> <p>② 6 カ月以上1年未満      2年以上利率×40%</p> <p>③ 1年以上1年6カ月未満      2年以上利率×50%</p> <p>④ 1年6カ月以上2年未満      2年以上利率×60%</p> <p>⑤ 2年以上2年6カ月未満      2年以上利率×70%</p> <p>⑥ 2年6カ月以上3年未満      2年以上利率×90%</p> <p>(注) 解約日の普通預金利率      (小数点第3位以下切捨)</p>
苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話 0120-131-811）にお申出ください。</li> <li>・紛争解決措置：東京弁護士会（電話 03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話 03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話 03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話 03-3517-5825）にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</li> </ul> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>

<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この預金につきましては、所定の申込書等が必要です。</li> <li>・この預金については、通帳発行にかえ、契約者宛に年2回（6月・12月）の残高通知をいたします。</li> <li>・預金者が積立期間中に退職、役員昇格等により勤労者でなくなった場合は、不適格事由が生じたものとして下記の通り課税関係が生じます。             <ul style="list-style-type: none"> <li>①利子計算期間が1年超                 <ul style="list-style-type: none"> <li>該当事由の発生から1年経過する日前に支払われる利子・・・非課税</li> <li>該当事由の発生から1年経過する日以後に支払われる利子・・・課税</li> </ul> </li> <li>②利子計算期間が1年以内                 <ul style="list-style-type: none"> <li>該当利子計算期間の利子・・・非課税</li> <li>該当利子計算期間後の利子・・・課税</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>期日指定定期預金は、退職等生じた日の1年後の応答日の前日を満期日とする。期日指定定期預金で退職等生じた日の1年以内の満期日が到来するものは、その継続は停止します。</li> <li>・転勤、転職の場合、事業主が契約に基づく貸金控除、払込代行を引受ける場合には財形貯蓄を継続することができます。また、非課税扱の継続をする場合は、前勤務先に保管されている「財形非課税貯蓄申告書」など各種書類の写しを6カ月以内に新勤務先を経由して「勤務先異動申告書」または「継続適用申告書」を提出する。</li> <li>・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）</li> </ul>
-------------------	---